

枚方市毒物劇物販売業の 登録審査基準

初版 （平成26年4月1日）

第2版（令和2年10月5日改定）

第3版（令和6年9月12日改定）

枚方市保健所 保健医療課

第1 目的

この基準は、毒物及び劇物取締法等に基づいて毒物劇物一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業等の登録に係る審査基準を定め、毒物劇物販売業の登録、届出事務における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の権利及び利益の保護に資することを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の定め 法律、政令、省令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 各業態に適用する審査基準は、以下のとおりとする。

業態	適用される審査基準
毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)	毒物劇物販売業

第3 毒物及び劇物取締法

基準 毒物劇物販売業の登録、登録更新

本基準は、毒物劇物販売業の登録及び登録更新に適用する。

根拠法令 及び条項			法令の基準	具体的基準
法	4-2		(販売業の登録の種類) 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。 1. 一般販売業の登録 2. 農薬用品目販売業の登録 3. 特定品目販売業の登録	1. 店舗とは、事務室及び貯蔵設備をいう。 2. 毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業（以下「オーダー販売業」という。）にあつては、毒物劇物を貯蔵、陳列する場所は不要である。 オーダー販売業は、一時的にしろ、店舗に、毒物劇物を貯蔵陳列すること及び運搬すること、運送の手配をしないこと。サンプルについても、同様とする。
法	4-3	1	(販売品目の制限) 農薬用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。	
		2	特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。	
法	5		(登録基準) 市長は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が法第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消しの日から起算して2年を経過していないものであるときは、法第4条第1項の登録をしてはならない。	
法	11	1	I 構造設備 (1) (毒物又は劇物の取扱) 毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	(貯蔵設備) (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
		2	毒物劇物販売業者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその店舗の外に飛散し、漏れ、	(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずるこ

根拠法令 及び条項			法令の基準	具体的基準
則	4-4	2	流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 (2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。 イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。 ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。 ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。 ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。 ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。 (3) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。 (4) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。	と。(昭和52年3月26日付け薬発313号通知) (3) ガラス面を使用する貯蔵設備の場合は、強化ガラス等の堅固なものであること。 (4) 分置倉庫の設置場所は、保管管理に支障がなく、大阪府内にあること。 (5) 薬局等が兼営事業として毒物劇物販売業を取得している場合、毒物劇物保管設備は次のとおりとする。 ア) 薬局：調剤室以外の店舗内に設置すること イ) 店舗販売業：店舗内に設置すること
			(2) 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。 イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。 ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。 ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。 ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。 ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。 (3) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。 (4) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。	1 固体以外のもを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準 (昭和52年10月20日薬発第1175号) (昭和60年4月5日薬発第377号)改正 2 固体以外のもを貯蔵する屋内タンク貯蔵所等の基準 (昭和56年5月20日薬発第480号) (昭和60年4月5日薬発第377号)改正
法	12	3	毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。 Ⅱ 人的要件 (毒物劇物取扱責任者)	
法	7	1	毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取	オーダー販売業にあつては、毒物劇物取扱責任

根拠法令 及び条項			法令の基準	具体的基準
令 法 則	36- 5	2	り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。 毒物劇物営業者が毒物若しくは劇物の製造業、輸入業若しくは販売業のうち2以上を併せて営む場合において、その製造所、営業所若しくは店舗が互に隣接しているとき、又は同一店舗において毒物若しくは劇物の販売業を2以上併せて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は、前項の規定にかかわらず、これらの施設を通じて一人で足りる。	者の設置を不要とする。
		2	毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者として厚生労働省令で定める者を置くときは、当該毒物劇物取扱責任者がその製造所、営業所又は店舗において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。	
		1	次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。 1. 薬剤師 2. 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者 3. 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者 法第8条第1項第2号に規定する学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校をいう。	
	6			毒物劇物取扱責任者の資格について （平成14年1月11日付け医薬化発第0111001号通知） （令和6年5月30日付け医薬薬審発0530第1号通知） 以下の（1）～（5）の基準に従い、各学校の応用化学の学課を修了した者とする。 （1）大学等 学校教育法第83条に規定する大学（同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者。 応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。 ア 薬学部 イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等 ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等 エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等 オ 化学に関する授業科目の単位数が、必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上修得

根拠法令 及び条項	法令の基準	具体的基準
		している又は必修科目の単位中50%以上である学科 化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。 ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。 工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等 有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等 (2) 高等専門学校 学校教育法第115条に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者。 ただし、学科名により判断できない場合には、(1)のオを準用し、化学に関する科目を28単位以上修得していること。 (3) 専門課程を置く専修学校（専門学校） 学校教育法第124条に規定する専修学校のうち同法第126条第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。 (4) 高等学校 学校教育法第50条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第2条第3項に規定する実業高校を含む。）において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。 (5) 大学院 学校教育法第97条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者。応用化学に関する研究科への該当性の判断においては(1)のア～オを準用する。なお、(1)のオを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えないこと。

根拠法令 及び条項			法令の基準	具体的基準
法	8	2	次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。 1. 18歳未満の者 2. 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 3. 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 4. 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者	
		4	農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ法第4条の3第1項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農業用品目販売業の店舗又は同条第2項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。	
則	2	1	(登録申請) 法第4条第2項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第2号様式によるものとする。	1. 登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則第2号様式） 2. 付近の見取り図（同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図）
		2	前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の許可若しくは同法第24条第1項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 1 毒物又は劇物を直接取り扱う店舗の設備の概要図 2 申請者が法人であるときは、定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書 (登録の更新申請)	3. 店舗の平面図 4. 毒物劇物貯蔵設備の概要図 5. 法人にあっては登記事項証明書 6-1. 毒物劇物取扱責任者設置届 6-2. 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類 6-3. 毒物劇物取扱責任者の診断書 6-4. 毒物劇物取扱責任者の誓約書 6-5. 雇用関係証明書又は雇用契約書の写し ただし、オーダー販売業の登録申請にあっては、3.、4.及び6-1.～6-5.を提出することは要しない。
法	4	3	(登録の更新申請) 販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けな	法第5条に規定する登録基準及び規則第4

根拠法令 及び条項			法令の基準	具体的基準
			ければ、その効力を失う。	条の４に規定する設備の基準が満たされていること。